

資料1 活動報告

- (1) 街頭 P R 等
- (2) 講習会等
- (3) 広報誌の活用
- (4) 現地取締りの実施状況
- (5) 活動の効果検証

広報実施結果

	街頭PR	講習会等	広報媒体活用
4月		・車限令講習会(18日 安城トラック事業協同組合・中日本高速)	HPによる重量違反防止啓発広報 (中日本高速道路)
5月			
6月		・運行管理者講習会における啓発 (通年 中部運輸局) ・講習会 (18日 岐阜県トラック協会) 38名 ・車限令講習会(15日 富田トラック事業協同組合・中日本高速) (22日 中信トラック事業協同組合・中日本高速)	・会報誌への啓発記事掲載 (名古屋商工会議所) ・会員企業への啓発チラシ送付 (三重県トラック協会)
7月	・啓発横断幕の掲出(静岡県)	・講習会 (20日 三重県トラック協会鈴鹿支部) 26名 ・車限令講習会(7日 三重県トラック協会・中日本高速) (26日 衆名トラック事業協同組合・中日本高速)	
8月	・道の駅における街頭広報 (1日 伊賀市、三重県、三重県警、中部地整 ほか) (10日 静岡県、県道路公社、中部地整 ほか)		
9月	・ネックスプラザ夏休みフェスティバルでの広報 (3日～6日 名古屋高速道路公社)	・プレストレストコンクリート建設業協会向け説明会 (13日 中部地整・中部運輸局) 13名 ・車限令講習会(21日 愛知県貨物運送協同組合連合会・中日本高速) (27日 富田トラック事業協同組合・中日本高速)	
10月	・トラックと交通安全環境フェアにおける広報 (1日 愛知県トラック協会・中部地方整備局) ・ネックスプラザ秋フェスティバルでの広報 (15日 名古屋高速道路公社) ・街頭広報 (17日 静岡県トラック協会、ネクスコ東日本、静岡県警) (18日 静岡県トラック協会、静岡運輸支局、静岡財務事務所)	・講習会 (27日 三重県トラック協会(富田トラック事業協同組合)) 22名 ・車限令講習会(東三河キット利用事業協同組合 +愛知県トラック協会東三河支部・中日本高速)	
11月		・講習会 (9日 愛知県トラック協会 重量鉄鋼部会・海コン部会) 101名 ・車限令講習会(6日 飯伊トラック事業協同組合 7日 愛知県貨物輸送協同組合 13日 日本貨物運送協同組合連合会 16日 岐阜流通事業協同組合・中日本高速)	
実績概要	街頭等における広報8回及び横断幕掲出1	講習会18回及び運行管理者講習における啓発	広報媒体活用3事例

活動報告

(1) 街頭 P R 等

①道の駅における広報

「道路ふれあい月間」における広報

日時：H29.8.1

場所：道の駅「いが」
(三重県伊賀市)

日時：H29.8.10

場所：道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」
(静岡県田方郡函南町)

- ・ 広報チラシの配布
- ・ 清掃活動 等



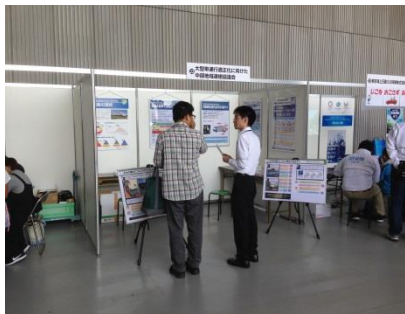
伊豆ゲートウェイ函南における広報の状況

②愛知県トラック協会主催イベント

トラックと交通安全・環境フェア

日時：H2910.1

場所：トヨタスタジアム



- ・ ブースを出展
- ・ 一般来場者に対する広報を実施

活動報告

(2) 講習会等

① トラック協会における講習会

◇ 岐阜県トラック協会における講習会

日 時：H29.6.19

対象者：岐阜県トラック協会所属加盟の重量品輸送事業者

参加者：38人

◇ 愛知県トラック協会における講習会

日 時：H29.11.9

対象者：愛知県トラック協会海コン部会・重量鉄鋼部会員

参加者：約101人

トラック協会からの要請を受け、同会において制度説明を実施。



岐阜県トラック協会における講習会

② 荷主企業・団体、自治体職員向け説明会

◇ プレストレストコンクリート建設業協会（P C建協）における説明会 （中部運輸局と中部地方整備局による説明会）

日 時：H29.9.13

対象者：P C建協加盟社

参加者：13人

P C建協中部支部幹部の定例会における説明会を提案し、運輸局と共同で説明会を実施。

◇ 名古屋市職員研修会における説明の実施

日 時：H29.8.3

対象者：名古屋市土木事務所職員

参加者：30人

名古屋市の道路関係事務所職員に対し、特車制度に関する説明を実施。



P C建協における説明会

活動報告

(2) 講習会等

③ 運行管理者講習における啓発

- ◇ 対象者：約12,000名
- ◇ 対象範囲：中部運輸局管内（愛知、岐阜、三重、静岡及び福井県）

道路も車両も大切なパートナー



適正重量を守って通行しましょう

道路運送車両法 ～車両を守るためのルール～

『**積める重さ**』 = **最大積載量**

◆最大積載量は、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限度重量です。

◆過積載運行は、制動力の低下やバランスを崩しやすくなり重大事故の原因になる可能性があります。

車両総重量 = 車両重量 + 乗車定員の重量 + 最大積載量
(これらの数値は車検証に記載されています。)



道 路 法 ～道路を守るためのルール～

『**運べる重さ**』

橋など道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため重量制限値を決めています。

通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことが出来ません。

橋の重量制限

車両総重量 **25トン**

例えば
橋の重量制限が20トンの場合、車両総重量が20トンを超える車は通行できません。



『積める重さ』と『運べる重さ』は違います！

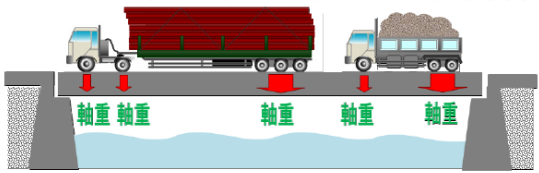
荷主のみなさん！無理なお願いしていませんか？



積んでしまうとあそこ橋が壊れない・・・

あれも一緒にお願い。まだ**最大積載量**まで積んでないでしょ？

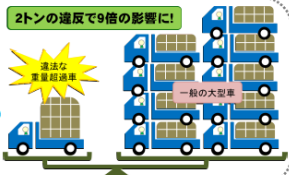
あなたが想像する以上に違法な重量超過車両は道路を傷めます。



POINT!
車軸それぞれにかかる重量を「**軸重**」といいます。

2トンの違反で9倍の影響に！

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、構造物に対して約9倍の重さがかかることになり、わずかな重量オーバーであっても道路へのダメージが大きくなります。



**道路を末永く安全にご利用いただくために
適切な積載へのご理解とご協力をお願いします**

東海商工会議所連合会・(一社)中部経済連合会・(一社)愛知県トラック協会・(一社)岐阜県トラック協会・(一社)三重県トラック協会・(一社)静岡県トラック協会・(一社)福井県トラック協会・(一社)岐阜県トラック協会・(一社)三重県トラック協会・(一社)静岡県トラック協会・(一社)福井県トラック協会

事務局：
国土交通省

(3) 広報誌の活用

掲載日：那古野BUSINESS（名古屋商工会議所会員企業向けの広報誌）
発行部数：17,000部



お知らせ Information

チェンバースカード保有者限定!! 優待でお得に買物しませんか?

●松坂屋・丸栄で利用できる平成29年度版「お買物優待券」ができました!!

☆優待内容 定価の5%割引
(現金支払、お買物優待券提示、お買物対象金額に条件あり、一部除外品あり)

【お渡し場所】
地下2階および各支部窓口
※チェンバースカードのご提示をお願いします

●三越の「現金優待カード」を使って、お得にお買物!!

☆優待内容 定価の5%割引

【お渡し場所】
名古屋三越栄店1階 ライオン口案内所免税カウンター、名古屋三越星ヶ丘店7階 お得意様カウンター
※チェンバースカードを提示し所定の手続きにて「現金優待カード」をお受け取りください
チェンバースカードとは商工会議所の会員だけが保有することのできるクレジットカードです。
会社の経費決済に利用すれば経理事務が省力化できます。

◆各百貨店でご利用条件などが異なりますので、HPにてご確認ください。
http://www.nagoya-ccl.or.jp/fukuri/card_yutai.html

お問合せ先 名古屋商工会議所 中小企業・会員支援部 会員サービスグループ
TEL: 052-223-5635

荷主のみさん! 無理なお願ひしていませんか?
「積める重さ」と「積んで通行できる重さ」は違います!

基準を超えて車両を通行させようとする場合には、道路管理者から「特殊車両通行許可」を受ける必要があります。

積んでしまおう、通行できる重さを超えてしまおう...

あれを一緒に載せよう、まだ大丈夫だと思って...

詳しくは、

道路運送車両法

「積める重さ」とは車両が安全に走行するために積載できる量の重さ（最大積載量）のことです。

「積んで通行できる重さ」とは橋など道路の構造を守り、交通の妨害を防ぐために定められた車両総重量ととなります。

※橋などの構造物によっては最大積載量まで積むことが出来ません。

例えば、重量制限20tの橋を車両総重量25tの車は通行できません。

詳しくは、

お問合せ先 大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
中部地方整備局 道路部交通対策課（事務局） TEL: 052-953-8178

那古野 Business Hot Press vol.88 平成二十九年六月一日 印刷発行 発行元：名古屋商工会議所
創刊：平成二十二年三月一日 印刷所：（毎月一日発行）六月号 名古屋市中区東二丁目十番九号 電話052-223-5613

【掲載内容】
荷主に向けた広報

6

活動報告

(4) 現地取締の実施状況

① 平成29年度(4月～10月)中部地方整備局による現地取締り状況

県名	実施数	計測数	取締り内容内訳(台)					軽減措置車両の積荷
			違反台数	警告	徐行	夜間通行	軽減措置	
愛知	8	20	18	16		1	1	鉄屑
岐阜	10	44	30	22	2		6	鉄屑4、鉄骨1、建設機械1
三重	13	36	15	13			2	鉄屑1、 コイル1
静岡	2	3	2	2				
長野	8	22	21	21				
合計	41	125	86	74	2	1	9	

◇ 軽減措置事例

【実施日】平成29年10月4日(水)

【場所】国道21号

関ヶ原除雪基地(下り)

- 【概要】①重量超過車両に軽減措置命令発出
 ②積み替え車両手配
 ③積み替え車両到着、軽減作業実施
 ④作業終了後再計量(約42t→36.2t)
 ⑤運行再開(約3時間後)



軽減作業状況

(向かって右の車両から左の車両に積み荷を移動)

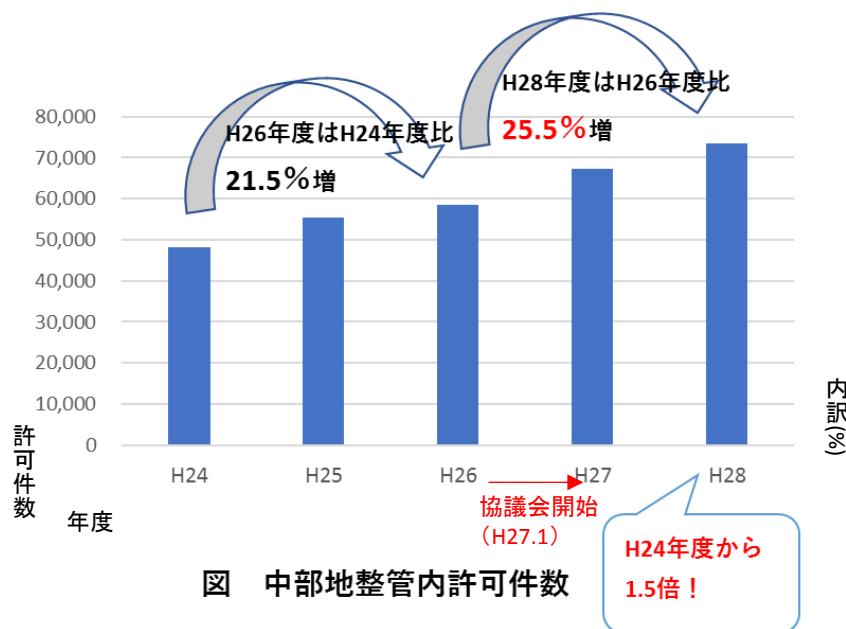


積載物の状況

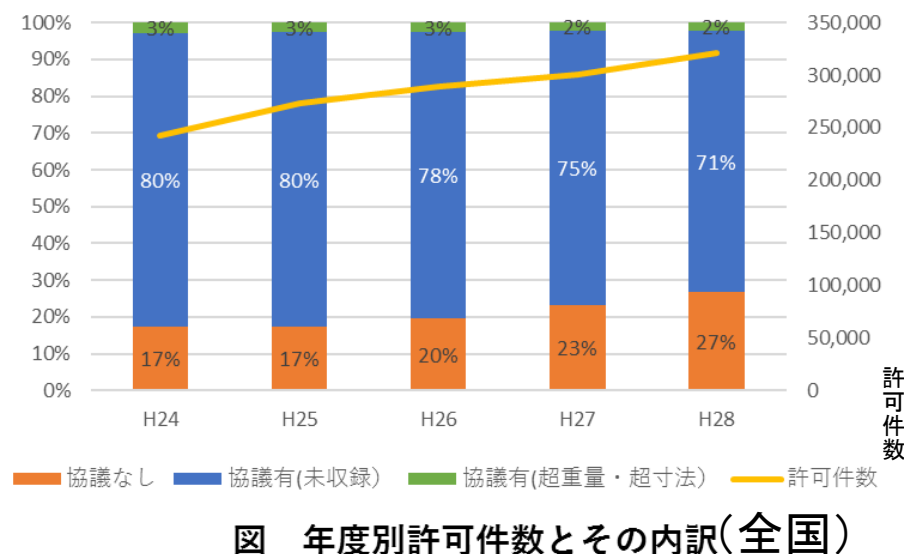
(5) 活動の効果検証

① 申請状況の推移

- 全国における許可件数の増加傾向と同様に、中部管内の許可件数も年々増加している。
- 協議会の活動開始後（H27.1）は許可件数の増加率が向上し、活動の効果がみられる。
- 許可件数内訳では、「個別協議なし」の割合が増加し、未収録道路を含む申請により他の道路管理者への協議が必要となる「個別協議あり」の割合が減少しており、道路情報便覧への収録の効果がみられる



協議会が活動を開始したH26年度までの3年間と開始後の3年間では、許可件数の伸び率が増加。



協議なしの割合が年々増加し、平成28年度は平成24年度の17%から10%増の27%となり、許可件数の4分の1超が協議なしとなった。

資料2 今後の活動方針(案)

- (1) 広報の継続推進
- (2) 取締りの継続推進
- (3) 公共事業違反ゼロPTの設置
- (4) 大型車適正通行事業者の公表

広報等計画

	街頭PR	講習会等	広報媒体活用
11月	・車限令違反防止のチラシ配布 (30日 安濃SA(上) 中日本高速)		
12月	・街頭広報 (静岡県トラック協会) ・車限令違反防止のチラシ配布 (4日 亀山PA(上)、 6日 守山PA 東郷PA(上・下) 8日 刈谷HWO、美合PA(下)、土山SA 12日 長良川SA(下) 15日 恵那峡SA(上)、伊北IC、飯田IC 18日 養老SA(下) 20日 駒ヶ岳SA(下) 23日 多賀SA(下) 中日本高速)	・講習会 (静岡県トラック協会)	・新聞広告出稿 (中部地整)
1月		・講習会 (中部地整)	
2月	・街頭広報 (中部地整)		
3月			・過積載防止強化月間に係る電光掲示板にメッセージ掲揚(静岡市) ・過積載防止メッセージの掲示活動(浜松市)

(1) 広報の継続推進

新聞広告、自治体広報誌掲載の推進

- 一般の方向けに協議会の取り組みを周知するため新聞広告を実施
(12月中に掲載予定・・・一般の方の目に触れるよう休日を選定)
- 自治体広報誌の誌面を借りて協議会の取り組みを周知
 - ⇒ 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、年に1回程度広報誌への掲載を依頼
 - ⇒ 新聞広告（下記）をもとにスペースに合わせて事務局から素材を提供可能

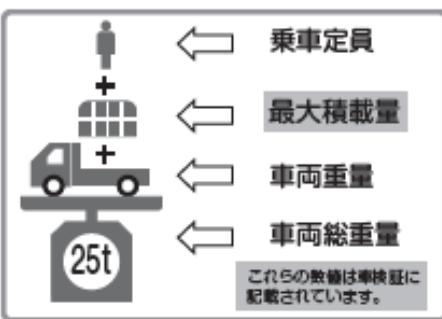
道路の劣化を防ぐため基準を超える車両の走行には許可が必要です

車両に「積める重さ」と道路を「通れる重さ」は違います

道路運送車両法

～車両を守るためのルール～
車両に「積める重さ」を規定

「積める重さ」＝「最大積載量」は、車両が安全に走行するために積載できる限度の重さです。



乗車定員
最大積載量
車両重量
車両総重量

これらの数値は車検証に記載されています。

道路法(車両制限令)

～道路を守るためのルール～
道路を「通れる重さ」を規定

「通れる重さ」は橋などの道路を守るため重量制限値を決めています。
橋によっては最大積載量まで積んで走ることができません



25t 車両総重量
20t 重量制限

道路交通法

～交通の安全と円滑を守るためのルール～

道路における危険を防止するために過積載を防ぐための決まりがあります。




特殊車両通行許可制度について詳しくは
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>
 (上のQRコードからアクセスできます)

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

東海工務局連合会、(一社) 中部経済連合会、(一社) 東海トラック協会、
 (一社) 岐阜県トラック協会、(一社) 三河県トラック協会、(一社) 静岡県トラック協会、
 愛知県警察、岐阜県警察、三河県警察、静岡県警察、愛知県、岐阜県、三河県、静岡県、名古屋、
 津市、浜松市、名古屋運輸公社、国土交通省中部地方整備局、中部運輸局、中日本高速道路(株)

事務局：国土交通省 中部地方整備局
 TEL052-953-8166

【新聞広告等への掲載内容イメージ（案）】

合同取締りの推進

関東地方の例：

- 11月9日に首都圏の18か所にて国土交通省、警察、高速道路株式会社が合同で首都圏に流入・通過する過積載車両を一斉に取り締まる合同取締りを実施。
- 道路法・道路交通法・道路運送車両法による3法同時合同取締を実施

【首都圏大規模同時合同取締り結果】

- 実施日時：11/9 10：00-12：00
●取締り結果

計測台数：117台
違反台数：48台

道路法違反の指導内容 指導警告：23台
措置命令：25台

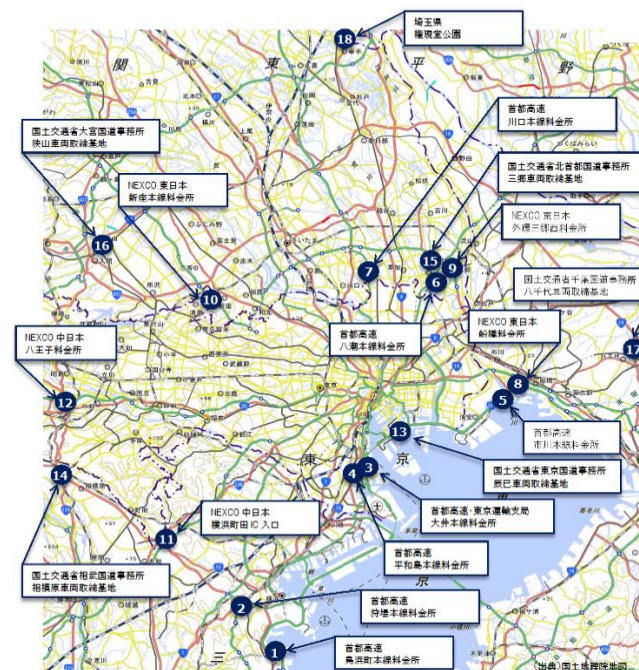


図 首都圏大規模同時合同取締りを行った18か所

- ・ 今後も継続して取締りを実施
- ・ 道路管理者の協力により、並行路線での取締り実施など効果的な取締りを検討

(3)公共事業違反ゼロPTの設置

公共事業違反ゼロPTの設置

背景

- ・ 違反車両は建設業系の大型車に多い現状あり
- ・ 建設機械類は重量違反が大幅な重量超過につながりやすい
- ・ 建設機械等を利用する公共工事は荷主が発注者（=PTメンバー※）

①公共工事の現場における発注者側の取り組みを中部管内全体へ展開

- ・ 工事発注時における特車許可確認の徹底
- ・ 特車走行確認のチェック
- ・ 違反常習者の情報共有
- ・ 違反常習者の重点チェック

国交省や一部
自治体は既に
実施

+

許可
の
短縮
手続き

未収録区間
の便覧登録

審査体制
強化

さらに効果的な取組みを行うために

②公共工事の現場における問題点の有無・内容を把握する

- 今後重点的に周知・広報すべき対象の絞り込み
- 問題を抽出し、今後の対応策につなげる

➡ 上記を明確化するためのアンケートを実施

※PTメンバー

中部地方整備局・愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・名古屋市・静岡市・
浜松市・NEXCO中日本・名古屋高速道路公社

①公共事業発注者のチェック体制強化【公共事業違反ゼロPT】

工事発注部署や工事監督部署と連携した取り組みを実施

- ・ 特車通行許可制度について公共工事の仕様書等へ記載するなど、違反の未然防止に向けた取り組みを検討
- ・ 協議会メンバーから各自治体へ順次拡大

12. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年61月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

6. 通行許可

「共仕」1-1-1-32交通安全管理第12項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について

- ① **施工計画書**に一般制限値を超える車両等を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の**承諾**を得て省略できるものとする。
- ③ 通行許可証の写し
- ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

②アンケートによる要因・対策分析【公共事業違反ゼロPT】

アンケートにより公共工事の現場における問題点の有無・内容を把握

- ・ 発注者側の①の取り組みに加え、受注者側の違反をしてしまう背景・要因を分析
- ・ 分析結果をもとに、受注者側への効果的な働きかけを行う（対応策の適用）

P

公共工事における問題点や、違反が発生する背景とその対応策を想定したアンケート案の作成

- ・ 公共工事における関係主体の整理
- ・ 関係主体ごとの違反の発生背景を想定
- ・ それに対応する対応策を想定

D

調査の実施

- ・ アンケート調査の実施

C

調査結果の分析

- ・ 回答結果をもとに違反要因を整理
（「誰が」、「どのような背景で」違反をしてしまう傾向にあるのか）
- ・ 重点的に働きかけを行う主体の明確化
- ・ 働きかけを行うべき内容の明確化

A

対応策の適用

- ・ 分析結果を受けターゲットを絞り込んだ広報ツールの作成・配布

(4)大型車適正通行事業者の公表

大型車の適正運行に取り組む事業社へのインセンティブ

荷主企業・団体への制度説明及び
遵守の働きかけ



不適切な発注の減少

現地取り締まりの強化と
不適正事業者への罰則、公表



不適正事業者への発注による
デメリットの浸透

適正通行に取り組む事業者の公表



適正通行に取り組む事業者と
それ以外の事業者との差別化

**大 型 車 の
適 正 通 行 推 進**

公表対象の条件（案）

- ① 安全性優良事業所認定を受けている（認定書の提出により確認）
- ② 車両制限令等関係教育が行われている（自己申告）
- ③ トラック協会主催の大型車通行適正に関する講習に参加している（出席者名簿等で確認）
- ④ 過去1年間、道路管理者から車両制限令に基づく警告又は行政処分を受けていない（自己申告）
- ⑤ 業務支援型ETC2.0を装着し、特車ゴールドを利用している（セットアップ書面提出により確認）
※ 特車ゴールド対象車種を保有していない事業者にあつては業務支援型ETC2.0装着のみを条件とします

トラック協会HPで公表・適正化協議会HPへリンク

荷主企業・団体に対する周知／広報

資料3 話題提供

- (1) ダブル連結トラック走行状況
- (2) 過積載車両の荷主対策【試行】
- (3) 重量物輸送に係る基準緩和の見直し

ダブル連結トラック走行状況

ダブル連結トラック実験について

- 申告なドライバー不足が進行するトラック輸送の省人化を促進するため特殊車両許可基準を緩和、1台で2台分の輸送が可能な「**ダブル連結トラック**」を導入
- H28年11月より、25m車両との比較データ収集のために、21m車両にて、新東名を中心とした走行ルートで実験を開始。
- H29年10月から、順次、21m超車両での実験を開始。
 - ・10月16日から福山通運が**日本初となる25mダブル連結トラック**の走行開始。
 - ・11月1日からヤマト運輸が25m車両の走行開始。
 - ・日本梱包輸送倉庫が今後、参加予定。
- 今後、実験結果をとりまとめ必要な条件等を整理し、H30年度中に本格導入予定。

【25mダブル連結トラック】



福山通運(株)

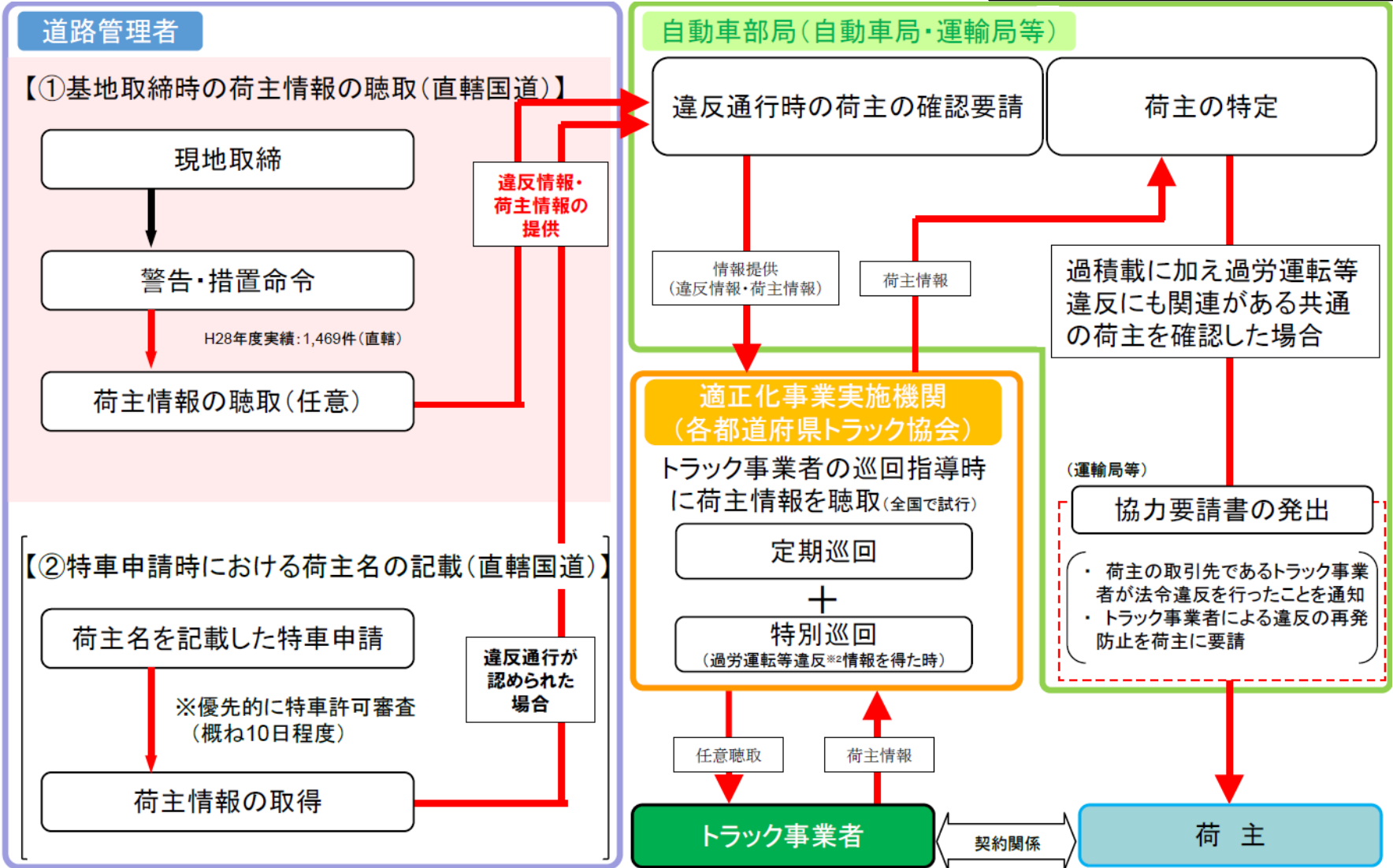


ヤマト運輸(株)



過積載車両の荷主対策【試行】(全体像)

平成29年11月9日 第14回物流小委員会 資料



※1 赤字箇所は、今回の試行に伴い、道路管理者による情報の取得又は自動車部局による情報の活用が強化されるプロセスである。
 ※2 乗務時間等告示違反

重量物輸送に係る基準緩和の見直し

長大又は超重量物を輸送するトレーラ等の保安基準緩和自動車については、その使用の特殊性から安全な運行の確保のため、基準緩和の認定を行う際に付された期限、条件及び制限を遵守し、運行されている。一方で、この条件や制限を守らずバラ積み輸送や特殊車両通行許可無許可等の不正使用が行われた結果、重大事故を惹起させる事案も見受けられる。

安全レベルが低下し、重大事故を惹起・公平な競争環境が確保されず、法令遵守する事業者に強い不満

運送業界からの要望

単体物に係る基準緩和トレーラ車両の継続緩和認定の期限延長および悪質な運送事業者を排除するため、違反行為に対する指導・処分の強化

認定要領の改正

法令遵守体制が徹底していると認められる基準緩和自動車については、手続きの簡素化

緩和認定の継続申請において関係書類を細かくチェックし、問題点を指導することから、引き続き認定の期限を付す一方、安全運行体制や法令遵守体制が徹底されていると認められる貨物運送事業者が申請する継続緩和については、認定の期限を延長し、インセンティブを付与する。

概要

・安全性優良事業者認定制度（Gマーク制度）を活用して、法令遵守体制が徹底されていると認められる事業用の基準緩和自動車については、継続緩和認定において緩和の有効期間を現行の最長2年から3年へ延長し、その後も適切な運行が確保されている場合は、次回以降の継続緩和認定において最長4年まで延長する。



現行	改正案	
一律	要件に満たない自動車	要件を満足する自動車
新規2年	新規2年	新規2年
継続2年	継続2年	初回継続 3年 2回目以降 4年

（要件）
Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に基準緩和自動車の行政処分等が無い場合。

処分要領の見直し

基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大事故等を惹起した基準緩和自動車の認定の一発取り消し等、行政処分の取り扱いを明確化

限られた地方運輸局の要員で基準緩和車両の違反事実の確認から行政処分までの一連の手続きを迅速かつ公正に処理できるよう、従来の基準緩和自動車行政処分等要領を根本的に見直す。

概要

- ・違反運行の疑いのある基準緩和自動車の使用者に対しては、道路運送車両法第100条第2項に基づく立入検査等を実施し、事実関係を確認すること。
- ・確認した違反内容に応じた違反点数の算定方法を規定し、基準緩和自動車ごとに算出した違反点数の合計により、これら自動車の使用者に対し行政処分等を行う。
- ・違反点数は定められた期間中、使用者ごとに累積し、一定の点数に至った場合、当該使用者が申請する基準緩和の認定をしない場合の理由とする。

